

亜東技術学院研究発展処と県立広島大学地域連携センターとの 連携に関する協定書

亜東技術学院研究発展処（以下「甲」という）と県立広島大学地域連携センター（以下「乙」という）とは友好的協議に基づき、研究・産学連携を行うことを合意し、次のとおり提携する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、友好的協議に基づき、本協定及び別途締結する契約、覚書その他の書面により定められた事項につき、係わる書面の条件に従い、連携の計画を立案・実施し、研究、学術水準の発展に努めることを目的とする。

（連携交流内容）

第2条 本協定に基づき甲及び乙は以下の項目について提携を行う

- 一 研究と産学連携に関する事項
- 二 地域貢献に関する事項
- 三 一から二に関連した学術研究に関する事項
- 四 学術シンポジウム・共同セミナーに関する事項
- 五 その他、双方の研究発展、学術連携並びに地域貢献上、有益な事項

2 前項に掲げる連携事業の実施に係る詳細については、甲及び乙の間で協議の上、別途共同研究契約書又は覚書にて定めることとする。

（知的財産の取扱い）

第3条 甲及び乙の両機関による協力の結果生じた知的財産権による利益の配分は、双方の互恵的な原則に基づき決定し、別途契約書を締結するものとする。

（個人情報取扱い）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りではない。係る義務は、本協定終了後も存続するものとする。

- 一 本人の書面による事前の同意があるとき
- 二 法令が許容又は義務付けるとき
- 三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき
- 四 公的機関からの情報提供依頼があるとき

（機密情報の保持）

第5条 甲及び乙は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上、

技術上の情報又はサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたものについて、厳に秘密を保持するものとし、本協定の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。文書以外の方法によって相手方に開示した上記資料、情報等については、開示後7日以内に秘密であることを相手方に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する情報には適用しない。

- 一 相手方から知得する以前に既に所有していたもの。
- 二 相手方から知得する以前に公知のもの。
- 三 相手方から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したもの。

3 前2項の規定は本協定終了後についても存続する。

(協定書に定めのない事項)

第6条 本協定書に定めのない事項、又は本協定書の解釈に疑義を生じた事項については、双方協議の上これを決定する。

(通知)

第7条 本協定に係る通知（本協定に係る変更、報告、解除、申出、承諾等を含むがそれらに限られない）は、別途各当事者が書面により指定した場所に対し、書面（指定した場所として、ファクシミリ番号や電子メールアドレスが記載された場合は、ファクシミリや電子メールによる場合を含む）により行う。ただし、ファクシミリによる場合は、原本を送付するものとする。

(協定の変更・終了・譲渡)

第8条 本協定は、甲及び乙の両当事者の合意なく、変更又は終了できず、本協定上の地位を第三者に譲渡することはできないものとする。

上記協定の成立を証するため、本覚書を中国語、日本語でそれぞれ2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方が一通を保有するものとする。署名後直ちに効力が生じ、有効期間は5年とする。有効期間終了の6ヶ月前までに、甲又は乙から、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

亜東技術学院
研究発展処
研究発展処長

県立広島大学
地域連携センター
地域連携センター長

謝 昇達

市村 匠

西暦 年 月 日

西暦 年 月 日